

# 芸西村営業時間短縮要請対応臨時給付金について

高知県の営業時間短縮要請に伴い営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引がある事業者、または外出・移動の自粛により直接的・間接的な影響を受け売上が減少している事業者に対し、給付金を給付します。

## 1. 事業目的

高知県の営業時間短縮要請に伴い営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引がある事業者、または外出・移動の自粛により直接的・間接的な影響を受け売上が減少している事業者に対して事業全般に広く使える給付金を給付することで、事業継続や雇用維持を支援することを目的とします。

## 2. 対象事業者等

(以下の要件をすべて満たす事業者)

◆令和2年12月1日以前から芸西村内において事業者を有し、事業を営む事業者で給付金給付後も事業活動を継続する意思がある事業者

◆営業時間短縮の要請（令和2年12月16日から令和3年1月11日）に伴い、営業時間を短縮した飲食店など直接・間接の取引があること、または営業時間短縮要請等に伴う外出・移動の自粛により直接的・間接的な影響を受け、令和2年12月または令和3年1月の事業収入（売上）が、前年同月比で30%以上減少していること。

◆芸西村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第15号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと

## 3. 給付額

**法人 上限 40万円**

**個人事業者 上限 20万円**

給付額は、令和2年12月または令和3年1月のいずれかの月を選択し、当該月の事業収入（売上）における対前年同月比での減少額とします

※千円未満の端数は切り捨て

## 4. 提出書類

- ①申請書 ②誓約書
- ③県給付金給付決定通知書の写し ④通帳写し

## 5. 申請方法等

申請書は、役場ホームページからダウンロードできます。ホームページが閲覧できない場合は下記までご連絡ください。

[申請書提出先・問い合わせ窓口]

芸西村産業振興課 ☎：0887-33-2113

〒781-5792 芸西村和食甲1262番地